

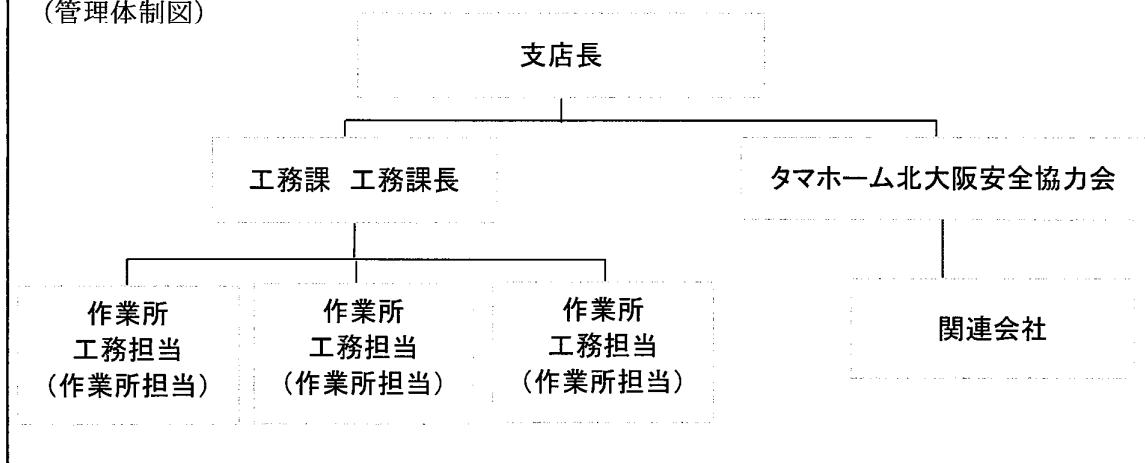
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 19 日	
大阪府知事 殿	
提出者 住 所大阪府茨木市清水1-34-8	
氏 名 タマホーム株式会社 支店長 根津 健太	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 072-640-5665	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	タマホーム株式会社 大阪支店
事業場の所在地	大阪府茨木市清水1-34-8
計画期間	令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 346,793万円
③従業員数	49名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥→乾燥→焼却→埋立 廃プラスチック類→破碎→原燃料 紙くず→破碎→破碎→ 原燃料 木くず→破碎→燃料チップ・ボード、原燃料 金属くず→破碎・切断→再生原料 ガラス・陶器くず→破碎→再生碎石→埋立 がれき類→破碎（焼却）→再生路盤材（原燃料） 石膏ボード→破碎→石膏・製紙原料

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック
	排 出 量	276 t	209.7 t
	（これまでに実施した取組） ・梱包材や養生材を削減 ・木材のプレカット化 ・配管類のユニット化 ・発生抑制に関する情報収集		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック
	排 出 量	267.7 t	203.4 t
	（今後実施する予定の取組） 上記に加え、下記の取組を実施予定 ・発生抑制のための調達方法の工夫 ・工法の改善検討 ・梱包材の簡素化		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） がれき類（コンクリート塊）、木材を分別
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・上記に加え、管理型処分産業廃棄物と安定型処分産業廃棄物とに分別を予定 ・分別に関する情報収集

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

金属くず	紙くず	木くず	石膏ボード
78.65 t	183.35 t	367.41 t	60.87 t

②計画

金属くず	紙くず	木くず	石膏ボード
76.3 t	177.8 t	356.4 t	59 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

管理型混廃	がれき類	繊維くず	—
0 t	61.12 t	0 t	— t

②計画

管理型混廃	がれき類	繊維くず	—
0 t	59.3 t	0 t	— t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	l	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック
	全 処 理 委 託 量	276 t	209.71 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	248.4 t	167.77 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、正面による契約を実施		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

金属くず	紙くず	木くず	石膏ボード
78.65 t	183.35 t	367.41 t	60.87 t
0 t	0 t	0 t	0 t
78.65 t	183.35 t	367.41 t	48.7 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

管理型混廃	がれき類	繊維くず	—
0 t	61.12 t	0 t	— t
0 t	0 t	0 t	— t
0 t	56.06 t	0 t	— t
0 t	0 t	0 t	— t
0 t	0 t	0 t	— t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック
	全 処 理 委 託 量	267.7 t	203.4 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	13.4 t	10.2 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	267.7 t	183.1 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者から選定する ・再生処理を中心にした産業廃棄物処理業者の選定を促進する ・委託処分事業者の現地確認を実施する ・委託業者任せにせず、性状等を把握する		
※事務処理欄			

②計画

金属くず	紙くず	木くず	石膏ボード
76.3 t	177.8 t	356.4 t	59 t
3.8 t	8.9 t	17.8 t	3 t
76.3 t	177.8 t	356.4 t	53.1 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

管理型混廃	がれき類	繊維くず	—
0 t	59.3 t	0 t	— t
0 t	3.4 t	0 t	— t
0 t	59.3 t	0 t	— t
0 t	0 t	0 t	— t
0 t	0 t	0 t	— t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。